

(記載上の注意)

- 1 隣接する診療所の医師が営業所の管理者を兼務する場合は、「勤務時間」欄は「午前〇時〇分から午後〇時〇分まで(うち、午前〇時〇分から午後〇時〇分まで診療所と兼務)」のように記載し、「その他」欄の余白に診療所所在地及び名称を記載すること。

**【以下は兼務許可申請を行う場合】**

複数の営業所の管理者を兼務する場合は、「勤務時間」欄は各営業所合計の勤務時間を記載し、「下記の営業所を兼務する」と付記すること。また、「その他」欄の余白に兼務する営業所の所在地、名称、許可番号及び許可年月日(許可申請中の場合は申請先及び申請日)を記載するとともに、兼務の理由(下記参照)を記載すること。

兼務の理由：

「当営業所専用の倉庫として、別に営業所を設置している。」

又は

「医療機器のサンプルのみを陳列し、販売、貸与及び授与を行わない。また、サンプルによる試用は行わない。」

又は

「薬剤師会が開設した薬局等における夜間・休日等のみ調剤を行う。」

なお、兼務が認められる場合は、以下のとおりである。

- (1) その医療機器の特性等からその営業所において医療機器を取り扱うことが品質管理上好ましくない場合や医療機器が大型である等によりその営業所で医療機器を取り扱うことが困難な場合等において、その営業所専用の倉庫である別の営業所を同一事業者が設置している場合であり、なおかつ、その営業所における管理が実地に管理できる場合
- (2) 医療機器のサンプルのみを陳列し(サンプルによる試用を行う場合は除く)その営業所において販売、貸与及び授与を行わない営業所である場合であり、なおかつ、その営業所における管理が実地に管理できる場合
- (3) 薬剤師会が開設した薬局等における夜間・休日等の調剤を行う薬剤師を兼ねる場合